

多摩市告示第 3 6 1 号

多摩ニュータウン再生検討会議設置要綱を次のとおり定める。

平成 2 5 年 7 月 3 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩ニュータウン再生検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩ニュータウン再生に係る今後の方向性、具体的な取組等について検討するため、多摩ニュータウン再生検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 多摩ニュータウン再生に向けた将来のまちのあり方に関する事。
- (2) 既往調査等を踏まえた多摩ニュータウンの具体的な再生方策に関する事。
- (3) 多摩ニュータウン再生の取組についての情報集約及び発信に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、多摩ニュータウン再生に関し必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 東京都都市整備局景観・プロジェクト担当部長
- (3) 東京都都市整備局住宅政策担当部長
- (4) 東京都都市整備局多摩ニュータウン事業担当部長
- (5) 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部エリアマネージャー
- (6) 多摩市企画政策部長
- (7) 多摩市都市整備部長

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び職務代理者)

第 5 条 検討会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、検討会議を総括する。
- 4 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 検討会議の会議は、委員長が主宰する。
- 3 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 検討会議の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号の規定のいずれかに該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合であって、検討会議が非公開とすべきと認めるとき。

（検討チーム）

第8条 第2条に掲げる所掌事項について詳細な検討を行うため、検討会議の下部組織として、次に掲げる検討チームを置く。

- (1) 団地建替検討チーム
- (2) まち活性化検討チーム
- (3) 都市構造・広域課題検討チーム

2 検討チームの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（関係者の出席）

第9条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第10条 検討会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。